

FC POLAGION サッカースクール

会員規約

この会員規約は、【FC PALAGION サッカースクール】に入会したスクール生は以下の規約を遵守する事。

《名称及び所在》

1. 本スクールは FC POLAGION サッカースクール（以下、「本スクール」という）と称する。
2. 本スクールは、一般社団法人 POLAGION が運営する。
3. 本スクールは、広島県三次市三次町 1534-1 に事務局を置く。

《目的》

1. サッカーを通じ、スポーツの楽しさ、仲間を思いやる気持ちを育て、心身共に成長し、地域・社会に貢献できる人材を育成することをチーム理念とし、フェアプレーの精神・尊敬の心（リスペクト）を忘れず、ユース世代（高校年代）でも活躍できるよう、戦力と技術向上を目指す。

《入会資格及び入会手続き》

入会資格

1. 本スクールに入会を希望するものは、スクールの趣旨に賛同し、本規約を確認の上、これを遵守する事。
2. 小学3年生から6年生、中学1年生から3年生までの方。
3. スポーツを行うに適した健全な健康状態の方。
4. 本スクールが入会に適すると認めた方（以下、「スクール生」という）

入会手続き

1. 本スクールに入会を希望するものは、所定の入会申込書を提出し、手続きに従い本スクールに申し込むものとする。

《会費》

1. 小学3年生から小学4年生（U-10 クラス）月会費は4,000円（税込）
小学5年生から小学6年生（U-12 クラス）月会費は4,000円（税込）
中学1年生から中学3年生（U-15 クラス）月会費は4,000円（税込）

2. 本スクールでは、会員登録月の初回のみ、月会費 4,000 円とスポーツ安全保険の 800 円の支払いとなる。
以降、毎月 4,000 円の支払いとなる。
支払い方法は月最後のスクール時に会費袋を渡し、翌月最初のスクール時に支払うこととする。
尚、スポーツ安全保険は毎年 3 月に 800 円更新となる。
3. 本スクールは、各クラス月 4 回のスクールの開催を予定しているが、天候不良等のスクールが行えない場合は、開催回数によって月会費の減額を検討することとする。

《会費の不返納》

1. 一旦納入した月会費等は、入会不許可の場合を除き、原則として返納しないものとする。

《活動期間》

1. 本スクールは原則として毎年 4 月から翌年 3 月末までの 1 年間とし、年度毎に更新するものとする。

《練習日及び時間》

1. 本スクールの練習日、時間については、スクールが定めた年間スケジュールによる。
 - ・ U-10 クラス 毎週火曜日 月 4 回 (第 2 火曜日を除く) 18:30～19:50
 - ・ U-12 クラス 毎週金曜日 月 4 回 18:30～19:50
 - ・ U-15 クラス 毎週金曜日 月 4 回 19:30～21:00

※各クラスとも若干の時間延長の場合もある。
2. 月末に翌月のスケジュールカレンダーを配布する。
3. やむを得ない事情が発生した場合は、定められた練習日、時間等を変更または中止することがある。
その場合は、事前にスクール生に通知する。

《休会》

1. 本スクールの休会 (引き続き 1 カ月以上休む場合をいう) を希望するスクール生は、前月 15 日までにその旨を届け出なければならない。
2. 休会期間中の月会費は徴収しない。

《退会》

1. 退会を希望するスクール生は、退会希望月の前月 15 日までにその旨を届け出なければならない。

《事故の責任》

1. 本スクール活動中の怪我等における対応については、入会当初、スクールにて加入するスポーツ安全保険の適用範囲内での対応に限り、その範囲を超えるものについては各家庭で責任を持って行うものとし、本スクールは責任を負わない。

《保険》

1. スクール生は入会手続き完了後、スポーツ安全保険に加入することとする。
障害事故の場合における補償は加入する保険会社の約款通りとなる。

《休校及び閉鎖》

1. 天災地変・社会情勢の変化、その他通常のスクール運営を継続することが困難な事由が生じた場合、本スクールを休校もしくは閉鎖することができる。

《器物破損》

1. スクール生が施設内で故意に器物を破損した場合は、スクール生の責任と負担において修復をしなければならない。

《健康管理》

1. 本スクール参加するスクール生の健康状況に関しては、常に保護者が責任を持って管理するものとし、本スクールは一切の責任を負わない。

《個人情報の取り扱い》

1. 本スクールは、法令を遵守し、当スクール活動目的以外には個人情報は使用しないものとする。
また、スクール・関連行事で撮影した写真や動画は、本スクール活動に関するスクールチラシ、ホームページ、SNS 広告などに掲載する場合があり、本スクールの運営や宣伝広告に必要な範囲で個人情報を利用及び第三者に対する開示をすることが出来ることとする。

《施行》

1. 本規約は2020年8月1日より施行する。

《規則の改定》

1. 本規則の改定はFC POLAGION サッカースクールが行い、その効力はすべての会員に及ぶものとする。

《細則》

1. 本規約に定めのない事項及び運営上必要な細則は、本スクールが別に定めるものとする。